

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

別表（令和四年四月一日現在）

名称	根拠法	登録免許税法（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登記規則第四条の六の施行規程が指定する者
国立航空研究開発法人 宇宙航空研究開発法人 機構	国立航空研究開発法人宇宙航空研究開発機構 （平成二十六年法律第六十四号） 国立航空研究開発機構 （平成二十六年法律第六十四号）	一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発機法人 海洋研究開発機法人	国立研究開発機法人海洋研究開発機法人 （平成二十五年法律第九十五号） 国立研究開発機法人海洋研究開発機法人 （平成二十五年法律第九十五号）	一 国立研究開発機法人海洋研究開発機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 国立研究開発機法人海洋研究開発機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 国立研究開発機法人海洋研究開発機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 国立研究開発機法人海洋研究開発機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発機法人 科学技術振興機法人	国立研究開発機法人科学技術振興機法人 （平成二十五年法律第八十五号） 国立研究開発機法人科学技術振興機法人 （平成二十五年法律第八十五号）	一 国立研究開発機法人科学技術振興機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 国立研究開発機法人科学技術振興機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 国立研究開発機法人科学技術振興機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 国立研究開発機法人科学技術振興機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発機法人 情報通信研究機法人	国立研究開発機法人情報通信研究機法人 （平成二十六年法律第六十号） 国立研究開発機法人情報通信研究機法人 （平成二十六年法律第六十号）	一 国立研究開発機法人情報通信研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 国立研究開発機法人情報通信研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 国立研究開発機法人情報通信研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 国立研究開発機法人情報通信研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	総務大臣
国立研究開発機法人 農産物加工機法人 農業・食品産業技術総合研究機法人	国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人 （平成二十六年法律第六十五号） 国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人 （平成二十六年法律第六十五号）	一 国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 国立研究開発機法人農産物加工機法人農業・食品産業技術総合研究機法人の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	農林水産大臣

<p>独立行政法人 農業者年金基金</p>	<p>独立行政法人 中小企業整備基金</p>
<p>独立行政法人 農業者年金基金 （平成十七年法律第百四十七号）</p>	<p>独立行政法人 中小企業整備基金 （平成十七年法律第百四十七号）</p>
<p>独立行政法人農業者年金基金法別表第一第一号に掲げる登記</p>	<p>一 独立行政法人中小企業整備基金の取組 二 独立行政法人中小企業整備基金の取組 三 独立行政法人中小企業整備基金の取組 四 独立行政法人中小企業整備基金の取組 五 独立行政法人中小企業整備基金の取組 六 独立行政法人中小企業整備基金の取組</p>
<p>農林水産大臣</p>	<p>経済産業大臣</p>